

青藍泰斗高等学校 野球部 OB 会 会則

第 1 条（名称）

本会は「青藍泰斗高等学校 野球部 OB 会」（以下「本会」という。）と称する。

第 2 条（事務局）

本会の事務局は、栃木県佐野市長坂町 1111 番地に置く。

第 3 条（目的）

本会は、青藍泰斗高等学校 野球部の著しい発展と永続的存続を第一目的とした援助活動。

第 4 条（活動）

本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

1. 野球部への物質的、経済的援助。
2. 施設環境維持のため定期的な奉仕活動。
3. 野球部、本会情報の発信。
4. その他、本会の目的達成に必要な活動。

第 5 条（会員資格）

青藍泰斗高等学校、旧葛生高等学校を卒業し、かつ在学中に野球部に所属していた者。

また、本会の目的に賛同できる者であること。※選手、マネージャー問わず。

第 6 条（入会）

会員として入会する者は、ホームページより本会事務局まで、入会申込の手続き及び次条に定める年度会費を納めるものとする。

年度会費納入をもって、入会手続きの完了、会員としての資格を有する。

第 7 条（退会）

1. 会員が退会を希望する場合は、その旨を本会事務局に届け出るものとする。
2. 会員が死亡したとき、または連絡不可能状態が 1 年以上継続したときは、退会したものとみなすことができる。

第 8 条（除名）

会員が本会の目的に著しく反する行為した場合、または本会の名誉を著しく傷つけた場合は、役員会の決議により除名する事できる。

第9条（年度会費）

本会の運営費用は、年度会費、寄付金その他の収入をもって充てることとする。

1. 一般 一口 5,000 円、一口以上。
2. 学生 一口 3,000 円、一口以上。（各種専修・専門学校含む）
3. 65 歳以上 一口 3,000 円、一口以上。
4. 有効期間 1 年間。（4/1~3/31）
5. 納入した会費については返金しないものとする。

第10条（納入期日）

年度会費の納入期日は年度内とする。（3/31 までにその年度の会費を納入する）

また、納入方法は下記の方法による。

1. 事務局に持参する。
2. 指定口座に入金する。（振込手数料自己負担）

○足利銀行 **支店 普通 ****青藍泰斗高等学校野球部 OB 会

○佐野信用金庫 **支店 普通 ****青藍泰斗高等学校野球部 OB 会

第11条（慶弔費）

本会は、会員及び野球部の発展に尽力された関係者に対し、慶弔費を支給する事ができる。

1. 対象者
 - (1) 歴代監督
 - (2) 歴代部長
 - (3) 歴代コーチ
 - (4) 歴代本会 会長
 - (5) その他、野球部発展のために尽力された者
2. 対象事由
 - (1) 慶事、結婚
 - (2) 弔事、逝去
3. 支給内容
 - (1) 祝金
 - (2) 香典
 - (3) 電報
 - (4) 花
4. 支給内容、金額及び方法について本会 会長が決定するものとする。

第12条（年度会費・寄付金の使用目的）

1. 運営費を除き、第4条（活動）・第11条（慶弔費）の使用に限る。
2. 上記以外の費用は、すべて個人・関係者の自己負担とする。

第 13 条（役員）

1. 本会に次の役員を置く。
 - (1) 会 長 清水 剛
 - (2) 副 会 長 工藤 賢二
 - (3) 経 理 高橋 康仁
 - (4) 総 務 東 剛紀、関根 慶典、金原みゆき、芝野 剛、和久井 皇太郎
 - (5) 相 談 役 山ノ井 喜一、町田 淳一
2. 役員は、会員の中から総会で立候補及び推薦にて選出する。

第 14 条（役員の任期）

1. 役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
2. 役員は、任期満了後も後任が選任されるまでその職務を行う。

第 15 条（役員の職務）

1. 会 長 本会を代表し、その会務を統括する。
2. 副 会 長 会長を補佐し、会長に事故あるときまたは欠けたときは、その職務を代行する。
3. 経 理 本会の会費管理、支出管理を担当する。
4. 総 務 本会の運営に関する事務、会員管理を担当する。
5. 相 談 役 本会の運営の改善支援、中立的視点の提供、助言。

第 16 条（総会）

1. 本会の最高意思決定機関として総会を置く。
2. 通常総会は、毎年度 1 回、会長が招集する。
3. 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、または会員の 1/3 以上からの請求があったときに招集する。
4. 定期総会の議長は、事務局長とする。

第 17 条（総会決議）

1. 総会は、会員の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立する。
2. 議事は出席者の過半数の賛成により決し、可否同数のときは議長が決する。

第 18 条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 19 条（予算・決算）

1. 本会の予算及び決算は、会計が作成し、役員会の承認を経て総会の議決を得る。
2. 会計は、収支状況を年 1 回以上会員に報告する。

第 20 条（規約の改正）

本会則の改正は、総会において出席者の 2/3 以上の賛成をもって行う。

第 21 条（解散条項）

1. 本会を解散しようとするときは、総会において出席者の 2/3 以上の賛成をもって行う。

※下記の手順に沿って円滑に行うものとする。

- (1) 役員会での話し合い（発起）
 - (2) 総会での解散決議（承認）
 - (3) 財産の清算及び銀行口座の解約（実務）
 - (4) 会員、野球部への報告（完了）
2. 解散時に残余財産がある場合は、総会の決議により野球部または、青藍泰斗高等学校へ寄付する。

附則

1. 本会則は、202*年4月1日より施行する。
2. 本会則の施行前に行った行為は、本会則に反しない限り有効とみなす。